

年 度	課 長	係 長	担 当	【参考】
令和 2 年度				
業務名称	上田市第二学校給食センター改築事業 設計業務委託			
施設名称 敷地の場所 施設用途	上田市第二学校給食センター 上田市古里 給食センター			
完了期限	令和 3 年 8 月 31 日			
設計概要	床面積 3,600 m ² 建築物の種類 第2号 生産施設 用途等 2類（複雑な設計等を必要とするもの） 難易度係数による補正 総合 通常の建築物 構造 通常の建築物 設備 特別な性能を有する設備が設けられる建築物 耐震安全性 構造体 2類 非構造部材 B類 建築設備 乙類			
追加業務	積算業務 ○ 総合 ○ 構造 ○ 設備 計画通知等申請業務 （構造計算適合判定あり） （省エネ適合判定あり） 建築物省エネ法に係る書類作成及び申請業務 透視図作成 景観条例に係る書類作成及び手続き業務 造成工事・外構工事・インフラ切回し工事に係る設計 既存施設解体工事に係る設計 厨房器具選定に係る調整業務 地盤調査ほか設計業務に必要な調査			
備考	設計業務は「上田市第二学校給食センター改築基本計画」及び 「上田市第二学校給食センター改築事業要求水準書」に基づき行う			

上田市第二学校給食センター改築事業 設計業務委託 参考内訳書

金 _____ 円

(業務価格 金 _____ 円)

名 称	金 額	備 考
A 基本設計業務委託		
設計等業務価格		
I 直接人件費		
II 諸経費		
III 技術料等経費		
設計等業務価格計		
地盤調査等業務価格		
業務価格合計		
消費税等相当額		
総合計		

上田市第二学校給食センター改築事業 設計業務委託 参考内訳書

金 _____ 円

(業務価格 金 _____ 円)

名 称	金 額	備 考
B 実施設計業務委託		既存施設解体工事に係る設計含む
設計等業務価格		
I 直接人件費		
II 諸経費		
III 技術料等経費		
設計等業務価格計		
業務価格合計		
消費税等相当額		
総合計		

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 上田市第二学校給食センター改築事業 設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 上田市第二学校給食センター
(2) 敷地の場所 上田市古里
(3) 施設用途 給食センター

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第

2 号 第 2 類とする。

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「●」印が付いたものを適用する。「●」印の付かない場合は、「※」印を適用する。「●」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 11,306 m²
b. 用途地域及び地区の指定 都市計画区域内 区域区分非設定

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 3,600 m²
b. 主要構造 S 造
c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第15号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 2類
2) 建築非構造部材 B類
3) 建築設備 乙類

d. 難易度（告示98号別添三第3項から第5項の各表による）

- 1) 総合 通常建築物
2) 構造 通常建築物
3) 設備 特別な性能を有する設備が設けられる建築物

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費 1,844,000,000 円（税込）
b. 建設工期 15 ヶ月

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- 基本設計図書（本業務成果物）
●指示事項書

(5) 備考

基本設計及び実施設計は「上田市第二学校給食センター改築基本計画」及び「上田市第二学校給食センター改築事業要求水準書」に基づき行う

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

一般業務には、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む）、法令上必要となる各種の申請に用いる資料作成、アプローチ、駐車場、植栽、雨水排水計画等の一般的な外構設計も含む。

a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

● 積算業務

- 建築積算（数量算出書、単価作成資料、見積比較表等の作成、3者見積の徴集）
- 電気設備積算（ ）
- 機械設備積算（ ）
- 透視図作成 ・ 透視図の写真撮影
- ・ 模型製作 ・ 模型の写真撮影
- 計画通知申請手続き業務
 - 構造計算適合判定手続き業務（手数料の納付を含まない）
 - 建築物省エネ法適合判定手続き業務（手数料の納付を含まない）
- 建築物省エネ法に係る書類作成及び申請業務
 - ・ 防災計画評定又は性能評定に関する資料作成及び申請業務
 - ・ 日影図の作成
- その他必要な資料等の作成（監督員の指示による）
- 地質調査（詳細は別紙による）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するように業務を実施しなければならない。（各基準等はそれぞれ最新版を用いること）

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準・同資料
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 営繕工事積算チェックマニュアル

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 地盤調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共工事木造建築標準仕様書
- 建築設計基準・同資料
- 建築構造設計基準・同資料
- 構内舗装・排水設計基準・同資料
- 建築工事標準詳細図
- 建築工事監理指針（上・下巻）
- 建築改修工事監理指針（上・下巻）

c. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 電気設備工事監理指針
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 機械設備工事監理指針
- 建築設備耐震設計・施工指針

(3) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあつてはその者、会社その他である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(4) 業務計画書等

次の資料を提出する。指定様式は上田市建築課にて受け取ること。

- 管理技術者通知書（技術者経歴書含む）
 - ・ 照査技術者通知書（技術者経歴書含む）
- 業務委託承諾願
- 業務計画書
 - 業務一般事項（業務の目的、適用範囲、適用基準類等を記載）
 - 業務工程表
 - 業務体制（管理体制および連絡体制、技術者経歴書）

(5) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における竣工図の作成、当該施設の完成後の維持管理に使用することがある。

b. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、上田市が行う事務並びに上田市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	部数	製本・形態	摘要
● 完了届	1		
● 基本設計図書 (以下一式)	2	A4ファイリング	CD-R
計画説明書			.jww .jwc .docx .xlsx
仕様概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
仕上概要表			.jww .jwc .docx .xlsx
面積表及び求積図			.jww .jwc
敷地案内図			.jww .jwc
配置図			.jww .jwc
平面図 (各階)			.jww .jwc
断面図			.jww .jwc
立面図 (各面)			.jww .jwc
仮設計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
構造計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
電気設備計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
機械設備計画概要書			.jww .jwc .docx .xlsx
・ 日影図	1	A4ファイリング	.jww .jwc
● 透視図	1	額入・フルカラー	.jpg
・ 模型	—		
● 工事費概算書	2	A4ファイリング	.xlsx 解体工事概算含む
● 各種技術資料	1	A4ファイリング	熱源比較、 雨水流量計算ほか 監督員指示による
● 各記録書	1	A4ファイリング	
● 地質調査報告書	2	A4	金文字入黒表紙製本

(2) 実施設計

成果物	部数	製本・形態	適用
● 完了届	1		
● 実施設計図	3	A-3縮小版製本	ビニール製本
既存施設解体工事含む	1	A-3縮小版原図	白焼き
	1	CD-R	.jww .jwc
● 構造計算書	1	A4ファイリング	
● 計画通知申請書類	以下一式		建築指導課に提出
計画通知書	2	正・副	※副本を成果物として提出
添付図書・書類	2	正・副	建築準法施行規則による
消防同意調査書	2	正・副	
工事届・道路資料	2	正・副	
建築許可申請書	3	正・副・消防	必要に応じて
● 構造適合性判定書類	以下一式		適合性判定機関に提出
判定申請書	2	正・副	※副本を成果物として提出
添付図書・書類	2	正・副	建築準法施行規則による
● 建築物省エネ法関係書類	以下一式		※副本を成果物として提出
● 適合性判定あり			適合性判定機関に提出
計画通知書・添付図書	2	正・副	建築物省エネ法施行規則による
・ 適合性判定なし			建築指導課に提出
通知書・添付図書	2	正・副	建築物省エネ法施行規則による
・ 日影図	1	A4折込	.jww .jwc
● 透視図	1	額入・フルカラー	.jpg
・ 模型	—		
● 積算書類	以下一式	CD-R	
工事費内訳書	1	A4ファイリング	.xlsx (上田市指定書式)
数量算出書	1	A4ファイリング	.xlsx
単価算出書	1	A4ファイリング	.xlsx
見積比較表	1	A4ファイリング	.xlsx
3者見積原本	1	A4ファイリング	
カタログ等の写し	1	A4ファイリング	原本でも可
積算チェックリスト	1	A4ファイリング	.xlsx
刊行物 (4種4冊)	各1	建築施工単価、建築コスト情報、建設物価、積算資料	
・ 防災評定申請書類	2	正・副	建築指導課に提出
● 各種技術資料	1	A4ファイリング	気流シミュレーションほか 監督員指示による
● 各記録書	1	A4ファイリング	
・ 地質調査報告書	2	A4	金文字入黒表紙製本
● 景観条例届出書	2	A4ファイリング	該当の場合

上田市建築工事積算仕様書

○ 提出品目

(ア) 積算成果品

下記の書類をA-4印刷、ファイリングし、インデックス等で整理すると共に、データ（見積原本、カタログはPDFデータ化）をCD-Rで提出すること

- 1) 内訳書（直接工事費及び共通費積み上げ分）
- 2) 数量算出書（手書き不可）
- 3) 複合単価表・代価表（手書き不可）
- 4) 見積比較表（手書き不可）
- 5) 見積書原本（3社以上）
- 6) カタログ等の写し
- 7) 積算チェックリスト

(イ) 単価根拠刊行物

- 1) 建築コスト情報（監督員が指定する号）
- 2) 建築施工単価（監督員が指定する号）
- 3) 建設物価（監督員が指定する号）
- 4) 積算資料（監督員が指定する号）
- 5) その他使用した刊行物（少量の場合は表紙と使用ページのコピーで可）

○ 作成方法

(ア) 内訳書

- 1) 上田市建築課指定の（内訳書）書式を使用すること
- 2) （内訳書）書式の注意事項に従いデータ入力を行うこと
- 3) （内訳書）書式は上田市建築課窓口でデータを受け取ること

(イ) 数量算出書

- 1) 書式は問わないが、原則Excel使用とする
- 2) 単位、計測・計算及び端数処理については、公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準によるものとする

(ウ) 複合単価表・代価表

- 1) 書式は問わないが、原則Excel使用とする
- 2) 見積・公表価格が含まれる場合は、補正ができるように計算式を組みたてること
- 3) 標準部掛りの「その他」の率は監督員の指示によるものとし、補正できるように計算式を組みたてること
- 4) 単価の作成に当たっては、公共建築工事標準単価積算基準及び公共建築工事積算基準等資料による

(エ) 見積比較表

- 1) 同一内容で3社以上（解体工事分は監督員指定4社）から見積を取ること
- 2) 3社以上を比較し、合計金額が最低の業者の価格を総額（一括）で採用すること
- 3) 原則、Excel使用とする。
- 4) 見積用書式は公共建築工事見積標準書式を参考とし、法定福利費を明示させること

(カ) 積算チェックリスト

- 1) 営繕工事積算チェックマニュアルに従い、数量算出チェックリスト・積算数量調書チェックリスト・数量チェックシートを利用し、数量拾い忘れ、誤算を防止すること
- 2) 様式は国土交通省官庁営繕部の作成したExcelデータを使用すること

(キ) 単価採用時の注意事項

- 1) 単価の優先順位は以下の通りとする
 - ・市場単価（刊行物に記載）>刊行物単価>補正市場単価>複合単価>見積・公表価格
- 2) 材料費、施工費、材工共費、全てにおいて刊行物の単価が優先する
- 3) 刊行物に単価が記載されているものは、見積単価を用いてはならない
- 4) 長野県単価、及び本仕様書に記載のない単価は用いてはならない
- 5) 刊行物の単価採用は以下の通りとする
 - ・材料費：「建設物価」と「積算資料」の掲載価格の平均値
 - ・材工共費、施工費：「建築施工単価」と「建築コスト情報」の掲載価格の平均値
- 6) 刊行物の地域優先順位は以下の通りとする
 - ・上田>長野>東京>関東>全国

(ク) 単価の割増に関する注意事項

- 1) 改修工事等における単価の割増等については監督員の指示によること

指示事項書

設計の基本方針

(1) 設計理念

公共建築物は、市民の施設として親しみやすく、機能性に富みかつ安全なものとし、技術的、造形的、経済的にはもちろん社会的にも調和のとれたものとする。

また、自然環境の保全に留意すると共に、地域景観の形成を図り文化性豊かなものとする。

(2) 一般事項

長野県景観条例及び上田市景観条例並びに上田市公共工事配慮指針に基づき、以下の事項に留意する。

1) 景観

地域景観の形成を図るため、次の事項について考慮する。

- ・機能性、安全性、経済性及び施設の特性を踏まえ、うえでのデザインの向上、水辺空間及び緑豊かな空間の創出
- ・町並みや自然景観との調和及び地域性の導入
- ・周辺景観との一体性

2) 周辺環境

周辺環境との調和を図ると共に、次の事項について考慮する。

- ・日照、通風の確保及び騒音、振動の防止
- ・眺望の妨害、見下ろし威圧感
- ・周辺道路の交通障害
- ・煙突及び焼却炉等の煙害
- ・浄化槽等の臭気

3) 敷地

施設の配置、平面計画等にあたっては、地域におけるまちづくりとしての土地利用を勘案すると共に、次の事項を考慮し、敷地の有効利用を図る。

- ・修景緑化と既存樹木の有効活用
- ・ゆとりある一般外来者の駐車スペースの確保と適切な配置
- ・歩車道の分離
- ・施設増設に対する将来計画
- ・積雪寒冷地における雪対策等

4) 身体障害者等

福祉のまちづくり条例に基づき、身体障害者、高齢者及び病弱者等の特性を踏まえ、機能性、安全性を確保すると共に、次の事項について考慮する。

- ・スロープの位置
- ・使いやすく行き届いた便所の設置
- ・自動ドアの効果的活用
- ・床面における段差の解消及び仕上げの安全性
- ・安全な歩行が保てる手すりの設置
- ・使いやすい開閉機能

5) 省エネルギー

敷地の環境条件、建物の用途、規模等の与条件を総合的に考慮し、調整を行いながら省エネルギー化を図る。

6) 保全

保全業務の利便に配慮し、次の事項について考慮する。

- ・仕上げ材の耐久性及び耐汚染性
- ・容易な点検及び清掃
- ・容易な設備機器等の保守管理
- ・容易な部品の交換及び修繕
- ・外構の保守管理

7) コスト

施設の躯体、仕上げ、設備及び外構等について、工事費の適正な配分を考慮すると共に、ライフサイクルコストに対しても考慮する。

(3) 設計留意事項

- 1) 業務の遂行にあたっては、市担当者及び施設管理者と十分な調整・協議を行うこと。
詳細な内容や仕様については、市担当者との協議を行い、承諾を得たうえで決定すること。
- 2) 図面は全てA1サイズで作成すること。ただし、A3サイズ縮小版にしても文字が読めるように配慮すること。(A1サイズで3.5mm以上が望ましい)
- 3) 提出CADデータは、JWW (JWC)とする。他の形式のCADデータを変換した場合は、必ず不整合を修正の上で提出すること。(特に縮尺、文字等)
- 4) 関係者の打合せ等を含みスケジュールに留意し、契約期間内に業務を終了(確認済証交付を含む)させること。以下のスケジュールに留意すること。
 - ・令和3年2月28日まで 基本設計完了
 - ・令和3年8月31日まで 実施設計完了※設計工程表の作成にあたっては発注者の確認、修正期間を十分考慮すること。

地盤調査特記仕様書

I 調査概要

1. 業務名称 上田市第二学校給食センター改築事業 設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称	<u>上田市第二学校給食センター</u>
(2) 敷地の場所	<u>上田市古里</u>
(3) 施設用途	<u>給食センター</u>
(4) 構造	S 造
(5) 階数	2
(6) 延床面積	<u>3600</u> m ²

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「●」印が付いたものを適用する。「●」印の付かない場合は、「※」印を適用する。「●」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「敷地調査共通仕様書」（以下「共仕」）による。

特記事項に記載の（ ）内表示番号は「共仕」の当該項目又は当該表を示す。

1. 成果品その他

報告書提出部数	● 1部（電子成果品）	● 2部（製本）	(1. 5. 1)
記録写真撮影箇所数	● 協議による		(1. 5. 1)
写真サイズ	● サービス版		(1. 5. 1)
土質標本提出部数	● 土質標本一式1組		(4. 13. 3)

2. 一般事項

基準点の設置方法 (4. 1. 3)

- 係員の指示する敷地内又は周辺部にある移動のおそれのない固定物
 - ・ 水準測量を行う時のベンチマーク
 - 高さの基準
 - 設置方法 ※コンクリート杭
 - ・ 水準点

3. ボーリング

ボーリングの種類

- ロータリー式ボーリング (4. 2. 2)
 - ・ 試掘

掘削孔の後処理 (4. 2. 2)

- 埋め戻す
 - ・ アスファルト舗装は補修する

掘削位置 (4. 2. 3)

- ・ 図示
- 係員の指示による

掘削位置、深さ、孔径及び形状は下表による (4.2.2) (4.2.3)

掘削位置番号	掘削深さ (m)	掘削の孔径及び形状寸法
N01~4	15	φ66

実施要領

- ・パイロットボーリング
 - No.1を試験ボーリングとし、各試験位置および項目を再検討し、以後の試験の方針を決定する。
- ボーリングの打ち止め
 - ボーリングの打ち止め深さは、係員の指示による。
 - (原則として、N値50まで試験をする場合は、N値50以上を5m確認する。)
- 作業報告
 - ボーリング1本毎、又は1日の作業終了毎に、係員に報告を行う事とする。

4. サンプリング

採取試料の品質 (4.3.2)

- ・乱れの少ない試料
- ・乱れた試料 (標準貫入試験によって得られる試料)

サンプリング位置及び深さ (4.3.3)

- ・図示
- ・係員の指示による

サンプリングの方法 (4.3.5)

- ・固定ピストン式シンウォールサンプラー
- ・ロータリー式二重管サンプラー
- ・ロータリー式三重管サンプラー

5. サウンディング

サウンディング種別、試験位置及び深さ (4.4.2) (4.4.3)

●標準貫入試験

試験位置	試験深	試験想定土質	備考

・スウェーデン式サウンディング試験

試験位置	試験深	試験想定土質	備考

・オランダ式二重管コーン貫入試験

試験位置	試験深	試験想定土質	備考

・孔内水平載荷試験

試験位置	試験深	試験想定土質	備考

試験 (4.4.4)

●標準貫入試験

- 地表面より1mの深さより1m間隔
- ・孔内水平載荷試験
 - ・A型
 - ・B型
 - ・C型

6. 地下水調査

地下水調査の種別 (4.5.2)

- 現場透水試験

試験位置及び深さ、孔径 (4.5.3) (4.5.4)

- 係員の指示による
 - ・ 下表による

試験位置	試験深	孔径	備考

試験の種類 (4.5.5)

- ・ 非常法
 - ※ 回復法
 - ・ 注水法
- ・ 定常法

8. 物理試験

試験の種別 (4.8.2)

- ・ 土粒子密度試験
- ・ 含水比試験
- ・ 粒度試験
- ・ 液性限界試験
- ・ 塑性限界試験
- ・ 細粒分含有率試験
- ・ 湿潤密度試験

9. 変形・強度試験

試験の種別 (4.9.2)

- ・ 一軸圧縮試験
 - ※ 圧密定体積
 - ・ 圧密定圧
- ・ 一面せん断試験
 - ※ 非圧密非排水 (UU)
 - ・
- ・ 三軸圧縮試験
- ・ 繰返し三軸試験

10. 圧密試験

試験の種別 (4.10.2)

- ・ 圧密試験試験
 - ※ 段階載荷重圧密
 - ・ 定ひずみ速度載荷重圧密